

令和 2 年 12 月 25 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 2 年 12 月 25 日現在、1071 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200122_04.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、林

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ビルクル400	日清ヨーク株式会社	2010001053507	乳酸菌飲料	<i>Lactobacillus paracasei</i> subsp. <i>paracasei</i> NY1301	生きてまま腸に届く乳酸菌NY1301株の働きにより、腸内環境を改善し、おなかの調子を良好に保ちます。毎日のおなかの健康が気になる方に適した飲料です。	65ml×5本入り(PSボトル)、65ml×10本入り(PSボトル)、65ml×12本入り(PSボトル) :開封後は早めにお召し上がりください。 455ml(紙容器)、910ml(紙容器) :開封後は賞味期限にかかわらず、できるだけ早めにお召し上がりください。	1日65mlを目安にお召し上がりになると効果的です。	特保	R2.12.25	1816